

Title	南北朝初期における挙状に関する基礎的考察
Sub Title	On the letters of recommendation of War Merit (Kyojo) issued by the Shugo or provincial constables in the early Nanbokucho Period
Author	漆原, 徹(Urushihara, Toru)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.66, No.2 (1997. 1) ,p.29(177)- 65(213)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970100-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

南北朝初期における挙状に関する基礎的考察

漆原 徹

I 南北朝動乱の初期において諸国に発遣分置された大将・守護の軍事的機能は、幕府政治の展開にとって極めて大きな意味を持つ。従って幕府、大将・守護及び国人相互の関係をその軍事指揮権から検討することは、当時が戦乱期の軍事社会であった実情からも有効性を認められる。しかしその基本史料となる当該期の着到状、軍忠状などの一連の軍事関係文書に関しては、相田二郎、中村直勝両氏の研究からさほど大きく進展しておらず、その定義や機能が明確となっていない。本稿では南北朝初期における挙状について、当該期の幕府軍事体制下での発給状況からその機能と特徴を検討してみたい。観應擾乱以前の初期幕府軍事体制の特質については、足利一門・根本被官出身守護・大将の大量起用のみならず、一般外様守護に優越する軍事指揮権が与えられていた事実

を指摘⁽¹⁾してきた。当時の軍事関係文書との対応関係から、軍事指揮権とは、1軍勢催促権、2戦闘指揮権、3戦功認定権、4幕府への戦功及び戦況注進権、5感状発給権などの諸要件によって構成されていたことは疑問の余地がなく、挙状もまた3、4の権限を考察する重要な軍事関係文書である⁽²⁾と判断される。まず挙状の定義から再確認してみよう。

相田二郎氏はその著『日本の古文書上』で吹舉状・舉状の項において次のようにいう⁽³⁾。

「下位の者からの申出たことを、上位の者に取次いで吹舉する為に出す文書、又下位の者から上位の者に奉る文書を取次ぐ時に出す文書を、吹舉状若くは舉状と云ふ。下位の者から直接上位の者に申上ぐることの出来ない場合、また特に吹舉してその申出に信用を深めることを圖

る場合に、かかる文書が必要となってくるのである。」
以上のように冒頭に定義され、例文を掲示する。その文書は、北畠顕家が指揮下の伊賀盛光の篝屋役の免除の申請について、津軽地方に於いて味方として合戦に参加したことを事実として保証し、中御門宗兼充てに中継上申した建武元年の挙状⁽⁴⁾である。そして下巻の凶録にさらに三例を掲げる。その一は、九州探題渋川満頼が、阿蘇惟郷の大宮司職相統の申請を幕府に上申した應永廿二年のもの⁽⁵⁾。次に、能登守護吉見氏頼が指揮下国人の天野氏の押領された所領について安堵の裁許を申請した康安二年のもの⁽⁶⁾。そして最後に、伊豆国守護代が管内闕所地に関して、先の遵行命令の結果提出されてきた走湯山衆徒の請文中継上申するものである。これらの四例から見ると、相田氏の吹舉状・舉状という文書名を有する文書の定義は、中間権限を持つものが下級申請者の要求を、文字通り上位者に推薦を伴う場合を含めて中継上申する文書であることが判明する。従って挙状挙申者は、上位者にその要求を取り次ぐ任にあたりと同時に、要求を提出してくる対象たる被推挙者を指揮統督する立場にあつたということになる。本稿では挙状の有するこのような基本的性格から、観應擾乱以前の南北朝初期における幕

府軍事体制下における幕府と守護との関係を考察する好適な材料として類型化を試みて検討を加えたい。なお史料上では吹挙状または挙状と記すものが多いが、本稿では推挙ないし挙状と表記する。
II 南北朝動乱期における挙状は、地方の軍事指揮官である守護ないし大将が幕府に対して、指揮下国人の戦功の上申、また恩賞請求や所領相論を有利ならしめる推薦をする機能を有する上申文書である。従って挙状の挙申者は、幕府より一定の戦略上の意味を有する広範な地域の軍事指揮権を付与された大将であることが多い。このため挙状の挙申者は守護と見做されることが多く、佐藤進一氏の『室町幕府守護制度の研究』においても、守護の在職徴証として有力な文書となされている。また一国の軍事指揮官である守護とならんで複数国の国人を指揮下に包摂し、数箇国にわたって軍事活動を行う足利一門大将もまた挙状を挙達している例が見受けられるので、ここでいう大将は、国大将及び数箇国にわたる広域的軍事指揮権を行使する足利一門の上級大将をさすこととする⁽⁸⁾。しかし挙状挙申者すなわち推挙権を有するものすべてがこの両者であるというわけではない。例えば建武三年初頭の九州落去時の例ではあるが、戦功の見知証人

に対する問状の発出も、足利尊氏の侍所奉行人が連署奉書⁽⁹⁾で行う一方で、同時期に少弐頼尚が単独の直状で発給している⁽¹⁰⁾。このように挙状発給と密接な連関を持つ戦功検知手続きの段階でも複数のルートが存在するから、挙状の場合も、守護に中継してくる地方戦域の下級軍事指揮者からの挙状の存在が予測され、事実戦闘の直接指揮を執った各級指揮官が、指揮下国人の戦功を上級指揮者である守護・大将に注進を行っており、これらの文書も挙状とされているので後述する。

足利尊氏は建武政権から離反して、京都占領、九州落去、京都再占領という推移を経る僅か一年の間に、諸国に守護・大将を發遣し、北朝を擁立すると同時に、侍所・引付方・恩賞方以下の幕府機構を設置することに成功した⁽¹¹⁾。その建武三年とそれに続く幕府諸制度の成立期の時代状況を考える時、文書による戦功の確認手続きが重要であったことは疑いない。それは間断ない戦闘の継続と恩賞の不満で離反を繰り返す国人層の実情から、幕府・国人相互に時間的経過に対応し得る戦功確認と恩賞給付のシステムが必要とされたということに他ならない。一方このような文書による戦功確認は、蒙古襲来以降、整備発展して元弘の争乱を迎えたと想定されるから、鎌

倉幕府の継承を標榜する足利尊氏が、幕府崩壊以後いはやく各国武士の着到状に証判を施した事実を表徴されるように、旧幕府期における文書による戦功認定制度は尊氏によって全面的に継受されたものとみられる。そしてこのような状況下において挙状もまた、内乱期の足利方武士の戦功事実の上申と確認、恩賞および所領所職の安堵などの請求手続きの過程で発給されるという役割を担った。その過程においては、申請者Ⅱ被推挙者の軍忠事実の確認要求に対する挙状と、その後の恩賞及び所領所職の安堵や相論の際に挙達される挙状の大きく分類して二段階が存在した。そこでまず軍忠事実の挙達を目的とする軍忠挙状を例示する。

史料1

(佐竹文書乾)

伊賀式部三郎盛光事、於常陸国久慈郡東郡花房山以下所々合戦、抽軍忠訖、仍盛光日安状忝通進覽之候、若此条詐申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、恐惶謹言、

建武四年五月廿日

刑部大輔義篤(裏花押)

(押紙)「佐竹刑部大輔」

進上 御奉行所

この挙状のように指揮下国人の申告してくる軍忠状記載の戦功を、起請文言を載せて証明し、関東執事や鎮西管領、そして幕府などの上級機関に挙申する軍忠挙状をA型とする。この例では、本人の「目安状」を具書として副進しており、その内容について事実である旨を保証する挙状である。文言中の「目安状」とは、「花房山以下所々」の各合戦後に提出された逐次型軍忠状をもとに合成され一括して申請する型式を持つ軍忠状であるから、推挙を行う佐竹義篤は、一括申請型軍忠状の証判者に他ならず、また一回ごとに証判を与える際に証判者側が記録する実検帳の保管者でもあることは明らかである。¹²⁾史料1では宛所は「御奉行所」とあるのみであるが、関東執事斯波家長の問いに¹³⁾応じて、義篤から家長へ宛て挙達したものと判断して誤りない。

またA型に見られるような軍忠挙状の挙達は、戦闘指揮を執った直接認定者から守護へ行うものと、さらに守護から幕府へ報告するものとの少なくとも二つの段階が存在する。つぎの二通の軍忠状は、前者が守護代、後者が守護に宛てて国人がその軍功推挙を要請したものである。

史料2

(薩藩旧記十九所収柿木原文書)

為兼重以下凶徒等誅伐、三俣院恩発向之間、自最初令馳参、致軍忠候處、去廿一日夜兼重之城焼失之時、大隅菱刈郡柿木原孫七兼政於當大手致合戦之間、被射左腰了、仍即時被見知、不日欲被経御注進候、以此旨可有御披露候、
恐惶謹言、

建武四年二月二十二日

藤原兼政

進上 御奉行所

見知了、守護代沙弥栄定(花押影)

史料3

(薩摩延時文書)

薩摩国延時又三郎入道法佛代信忠謹言上、

欲早預御注進浴恩賞、越前国敦賀城合戦軍忠事、

右、就御教書馳参、致軍忠候畢、然早為預御注進、恐々言上如件、

建武四年三月六日

承了(花押)(島津頼久)

史料2は、前日の夜戦における自身の負傷という軍忠について、「仍即時被見知」と即刻負傷の認定を要求し、

「不日欲被経御注進候」と述べ、負傷の実検をもとに早速な挙状の申達を要請する即時型軍忠状⁽¹⁴⁾である。証判者はこの戦闘の直接指揮を執っていた守護代で、要求する注進先は守護正員である。

これにたいして史料3の申状では、越前金ヶ崎城攻略の軍忠について具体的内容に全く触れず挙状の挙申のみを要求する最終型式の軍忠状である。いうまでもなく具体的戦功については既に現場では認定済みであつて、要求する挙状の注進先は幕府であるから、史料2の例より段階が上である。事実、足利直義感状が鳥津頼久から注進のあつた旨を明記し、九州国人に宛てて五月に発給されている⁽¹⁵⁾。この二通の軍忠状から看取されるように、守護代及び守護に対して、上級機関への挙状を要求する軍忠状は枚挙にいとまなく存在し、各々の段階で軍忠挙状が挙申されたのである⁽¹⁶⁾。合戦の直接指揮者が守護・大将であつたり、まして足利尊氏、高師直などの幕府直率軍に編成されていた武士であれば、最初の認定段階が省略されたであろうが、戦闘が同時多発的に行われる戦乱期においては、多くの場合は守護正員の一族や守護代、さらに守護軍奉行人などの各級部將の指揮下で合戦し、まず守護・大将段階での戦功認知を受けなければならぬ

かつたはずである。このことは、A型が軍忠の事実のみを守護・大将から幕府など上級者に推挙していることから、その前提として被推挙者の申告する軍忠の事実認定を、推挙者たる守護が事前に実施済みであることは、前述の手続き過程からも直ちに理解される通りである。その場合守護段階で実施する戦功の事実審理で、軍忠申請者とともに合戦に参加した同所合戦の見知証人に提出させる請文は、書式上ではこの軍忠挙状と同様な型式を持つ。

史料4

(山内首藤文書)

長彌三郎信仲謹言上去七月十五日、於備後国則光西方城、小早河七郎、石井源内左衛門入道以下凶徒依楯籠、山内七郎入道觀西相共彼城押寄、同十七日夜半、御敵於追落刻、中間惣四郎令討死、若党真室彌次郎被疵(中略)

或同所合戦、或国中之事候間、令存知候、若偽申候者、日本国中之大小神、可罷蒙御罰候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年十月十日

長谷部信仲

進上 御奉行所

これは大将武田信武証判の建武三年七月十八日付山内
觀西軍忠状で申告する戦功認定において、見知証人とし
て名前を挙げられた長谷部信仲と太田佐賀寿丸代藤原光
盛両名に対して、武田信武奉行人から戦功の実否を問う
問状が発せられた結果、各々十月十日と同十一日に提出
された証人請文の内の一通である。⁽¹⁷⁾このように戦功認定
手続きの過程で、戦功申請者と同所合戦の人物に対して、
守護・大将側から文書による事実確認作業が実施されて
いるが、この時の証人請文は、戦闘参加者と直接指揮者
である守護・大将との最初の確認段階で提出されている。
その確認結果としての軍忠を守護・大将から幕府に推挙
すると、受理した幕府側からもさらに守護にたいして文
書による戦功の事実確認作業が行われ、その段階で作成
されたのがA型の軍忠挙状ということになる。従って同
所合戦の見知証人から上申する守護代及び守護への答申
文書は、現在の古文書学上では、請文として文書名が確
定しており、同じく合戦軍忠の事実を保証推挙する守護
代から正員、守護正員から幕府へのそれは内容や書式・
体裁などが同じでも挙状と称されているのである。挙状
と請文との関係については、当時の文言でも史料上それ
ぞれ「挙状」「請文」と別々に見られるが、請文が平安

時代末には既に現れるのに対して、挙状という文書名が
史料上に出現するのは鎌倉期に入ってからと見られ、時
代が下ることは疑いない。軍忠などを推挙する挙状は蒙
古襲来の際からみられるが、本稿では必要最低限度に止
め、この挙状成立という問題については別稿に譲りたい。
興味深いことは、貞永式目六条に訴訟手続きに本所の挙
状を必要とする旨の制規がある一方で、⁽¹⁸⁾鎌倉期には守護
からする御家人の安堵や訴訟に関する挙状は殆ど管見に
触れず、軍忠に関しては蒙古襲来に際しての戦功認知作
業において、初めて合戦の見知証人請文と、大将が御家
人の戦功を証明する證状と称する文書が出現したことで
ある。この證状という初見史料としての挙状は、薩摩御
家人比志嶋時範の、弘安役における軍忠申状⁽¹⁹⁾の内容を証
明した島津長久の軍忠挙状⁽²⁰⁾である。また文永・弘安役の
戦功認定をめぐっては、同所合戦の証人に対して、戦功
申立の事実⁽²¹⁾に相違ないか否かを確認する問状が下されて
おり、さらに審理のための尋問の必要から、守護所への
出頭を要請する召喚命令も発せられている。⁽²²⁾この時に守
護からの問状に依えて提出された見知証人の請文と、こ
の確認作業終了後に守護自身が幕府に対して管国内御家
人の戦功を挙達した文書は、いずれも書式、内容ならび

に目的から南北朝期に見られる見知証人請文や、守護・大将の上申文書として頻出する軍忠挙状と各々全く同じである。従って軍忠挙状の成立は軍忠状や着到状と同じく蒙古襲来をその契機にしていると考えられる。このような事実から南北朝期の挙状の制度もまた鎌倉末期に整備されてきた着到状、軍忠状から恩賞給付の將軍家下文に至る一連の軍事関係文書のひとつであり、その一環として南北朝期に継受されたものと見られる。ともあれ起請文言を有するA型の軍忠挙状は多数にのぼり、書式上では史料4に見るように同所合戦の見知証人請文と選ぶ所はなく、ただ宛所と推挙者、被推挙者の段階が異なるのみである。従って宛所と推挙者の双方ともに人名及びその地位の比定が困難な場合は、文書名を付する時に請文か挙状か迷うことになる。しかしこの点については、現在の古文書学上の問題というよりは、当時からの文書の呼称がそのまま踏襲されていることが大きな理由となっている。南北朝期におけるA型の軍忠挙状は大将・守護・守護代のものがみられるが、ごく初期の足利尊氏九州落去の多々良浜合戦時のものを除き、その全てに起請文言が用いられているのはその発生の事情と証人請文の形態と無関係ではないといえよう。さて以上のように、

軍忠状には提出先の相手よりも、より上級の戦功認定者への挙状の挙申を要請する文言が多く記載されることは、守護の一族及び守護代級の戦闘指揮者への即時型軍忠状にすら見られるところであり、これが軍忠挙状が挙達される重要な理由の一つであることは疑いない。またA型の軍忠挙状のみならず、以下に述べるB型の各種挙状の挙達行為も、国人側からの要求という事由からだけでなく、守護・大将側にも挙状を挙達して幕府に要請しなければならぬ事情が存在したと思われる。戦功認定の段階が進み、恩賞を約束する足利尊氏感状を下付された国人層は、それを京都へ持参して所領給付の下文と交換する制度であったと推定され、また恩賞沙汰のいずれかの段階で遅延した際には、国人は催促の訴訟のため上洛しようとする。このため戦闘継続中に国人が管国から離れて上洛すれば、守護の軍事力に大きな影響を与えることは当然である。しかも彼等の手にする幕府感状は、大規模な戦闘後の一時期に集中して発給されるのが普通であるから、この証拠文書を持参して国人が大挙上洛すれば管国の防備は手薄となり、南軍に乗じられる結果を招くことになることはいうまでもない。従って恩賞沙汰の遅延があれば、被推挙者本人の上洛を制止し、代官に証拠

文書を持参させる旨を記す挙状が多く見られる。⁽²⁴⁾このように動乱期においては、国人の恩賞請求、所領安堵及び訴訟などの問題解決のために、彼等に上洛されると都合が悪い守護の側にも、挙状を幕府に申達しなければならぬ積極的理由が存在したと判断される。

次に文言中で軍忠に言及している挙状であっても、恩賞請求や所領の安堵申請、そして訴訟の便宜を計ることに重点が置かれている恩賞及び安堵挙状と訴訟挙状をB型挙状とする。

史料5

(相馬岡田雜文書)

相馬六郎長胤^{今者討死}・子息孫鶴丸・同七郎胤治子息竹鶴丸・同四郎成胤子息福寿丸等申状三通如此候、謹令進覽候、且為申給所領安堵候、進上代官候、且長胤・胤治・成胤等、顯家卿發向之時、去年^{建武}五月於奥州行方郡内小高城令討死候訖、此等子細追可令言上候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年五月二日
進上 武藏権守殿

陸奥守家長上

この斯波家長挙状では、前半に相馬孫鶴丸以下の支証の申状を副進しつつ所領の安堵のために代官を京都へ派遣する旨を述べ、後半には挙達の根拠たる軍忠について保証し、且つ詳細については後日報告すると上申するものである。

この型の挙状の挙達事情については、当時の所領の安堵や恩賞給付の実情がどのようなものであったのか、その時代状況に触れる必要がある。

史料6

(肥後森本文書)

今月二日御札、同廿一日到来、委細承候了、抑肥州凶徒間事、菊池武重死去之後故、國中無為候、兼又對薩州御敵兼重御合戦之間事、可注進之由雖承候、適於御在国、一方御承知候上者、直可有御注進候、次□□出羽次郎参御方事、公私日出候、彼仁本領并忠節間事、是又自京都宛身被成御教書歟、此上者、宜為御計、可有御注進候、每事期後信候、恐々謹言、

七月廿九日
謹上 畠山殿

沙弥道猷(花押)

御返事

史料 7

(肥後志賀文書)

應自京都御教書、令致軍忠給候之由承候、殊目出悦入候、其間子細、便宜之時者、可令言上京都□、恐々謹言、

七月廿九日

道猷(花押)

大友出羽彌次郎殿

御返事

この二通の書状は、暦應二年の同日に鎮西管領一色範氏(道猷)が返書として各々の相手に与えた文書である。前者では、建武三年三月以来、九州南部の足利氏所領確保を主任務として発遣された畠山直顕に対しての返書で、直顕が対戦している南軍肝付兼重との戦況報告について、直顕が、範氏から京都へ報告してほしい旨を要請してきた点について、「直可有御注進候」と答えている。この部分に注目すると、兩名は同じく足利一門の派遣大将として、一般外様守護に優越する権限を付与されているので、守護にも与えられる戦況及び戦功の注進権は当然具備しているが、九州戦域においては、直顕は戦況注進を範氏を通じて京都に行う建て前であったことが文面から窺知し得る。また大友出羽次郎の帰参を戦局好転に利すること期待して喜ばしいとした上で、「彼仁本領并忠

節間事、是又自京都宛身被成御教書歟」と述べている。敵方国人が帰参して来た際に、本領安堵が誘降の前提条件となっていたことは明らかであるが、京都すなわち幕府からの御教書とはなにをさしているのであろうか。そこで後者の文書、すなわち当の出羽次郎への返書のみよう。冒頭にある「御教書」とは、直顕への返書中というそれとはことなり、足利直義ないし尊氏からの軍勢催促ないし味方への帰参を促す奉書であろう。そして「便宜之時者、可令言上京都」と述べ、機会ある時には必要に応じて戦功ないし恩賞推挙を行う旨を出羽に告げている。当時各国守護・大将よりする恩賞推挙の受理は幕府執事高師直の所管事項であり、尊氏発給の御判御教書による所領宛行、料所預置などの施行ないし遵行と、それに伴う諸事に関連する幕府御教書の発給は師直が実施していた。⁽²⁶⁾しかも師直は恩賞方頭人を兼帯して恩賞挙状受理と行賞審査に関与しており、これは表出した挙状の宛所が、「御奉行所」とならんで「武蔵守殿」すなわち高師直宛が多いことを見ても直ちに理解できるところである。従って畠山への返書中という京都よりの御教書とは、高師直の施行状をさすものと見られる。一例を挙げる。

史料 8

(豊後武内淳氏所蔵文書)

田原蔵人三郎入道正曇申、
豊後国八坂庄事、任建武参年四月二日御下文、可被沙汰
付于正曇代官之状、依仰執達如件、

建武四年三月廿七日

武蔵権守(花押)

大友孫太郎殿

この豊後守護大友氏の例にみるように、当該期の守護
管内においては、所領安堵と宛行から下地沙汰付に至
るまでには、尊氏下文が給付されたとしても、本文書の
ような幕府御教書の施行から、守護の遵行そして守護代
以下の遵行打渡しという幕府法にいう次第沙汰が実施さ
れないことには、將軍家下文受領だけでは現実の知行に
至らないのが実情であったのは周知のことである。次の
史料は、その間の事情をよく物語っている。

史料 9

(東大史料編纂所橘中村文書)

橘薩摩一族等謹言上、

浴早且預京都御注進、且任將軍家御下文旨、下賜
御施行、全知行恩賞地、大隅国種嶋地頭職事、
副進

一通、將軍家御下文、

右、將軍家御下向于鎮西之時、武敏以下凶徒等楯籠菊池
山城之間、為誅伐御発向之時、一族等屬御手、抽軍忠之
刻、一族并若黨等數輩討死手負以下拔群之間、預御吹拳、
令拝領當嶋、播面目以来、鎮數ヶ度御合戦、每度有忠無
怠之處、依未下賜京都御施行、雖有拝領之號、無知行實
之上者、早預御注進、下賜御施行、全知行、弥為抽武功
忠貞、言上如件、

曆應三年五月 日

この曆應三年五月の橘薩摩一族等の言上状案によれば、
拔群の軍忠によつて御推挙に預つた結果、將軍家下文を
受領し、それを本申状の備進文書としながらも、「雖有
拝領之號、無知行實之上者」となつてゐるのは「依未下
賜京都御施行」のためなので、早急に「下賜御施行」こ
とを守護島津に要求している。一方幕府の地方統治機関
としての鎮西管領一色道猷は、一般守護にはみられない
上級権限によつて、建武三年から文和四年までの間に書
下様式の宛行状多数を指揮下国人層に発給しており、勲
功地の宛行権を行使し得たことが明らかとなつてゐる。
しかも守護管国とはことなりこの書下による宛行状を執

行するための施行状も独自に発給している。⁽²⁷⁾にもかかわらず指揮下国人が一色道猷の恩賞給付の書下では満足せず、足利尊氏下文の発給のみならず現実の所領の引き渡しのための幕府御教書による施行を要求した事実は、場合によっては、恩賞給付の一色道猷書下とその施行状だけでは、恩賞地の現実支配に至らなかつたという実情を如実に示している。このように九州大将として闕所処分権を幕府より委ねられ、恩賞給付とその施行も実施しうる立場にあつた一色道猷も、指揮下国人の軍忠ならびに恩賞の推挙を幕府へ行い、幕府御教書をもつてする次第沙汰を抛り所として下地の打渡しを行わざるなかつたことが判明する。事実一般守護たる島津宛て同様に一色道猷宛てに、將軍家下文の旨に任せて沙汰付を命ずる高師直施行状が発給されている。⁽²⁸⁾

ここに国人層に対する恩賞給付権を付与されていた鎮西管領すらが、挙状を幕府に申達しなければならぬ理由があつたと考えられる。すなわち所領安堵、恩賞地給付、さらに所務相論の裁決などの給付権及び裁決権は、鎮西管領が独自完結的に行使することができず、あくまで挙状による幕府への挙達行為に基づいて、幕府からの安堵、宛行の御教書の発出を伴つてはじめて実現可能と

なつたのであつた。このように、他地域の一般外様守護が制限されていた軍勢催促状や感状の発給を行うのみならず、闕所処分権をもとに行賞権すら行使していた九州派遣大将も、推挙という行為によつて幕府の権威による保証を取り付けることで、はじめて国人層の所領要求に答え得る実行行為を成し得たと思われる。従つて一般の諸国守護に至つては、挙達によつてもたらされる幕府からの次第沙汰なくしては国人の所領拡大要求に應える実効をあげることが不可能であつたに相違ない。

重複して整理すると、守護段階での戦功認定手続きが終了した段階で、国人は幕府への推挙権を有する守護に對して自己の軍忠の推挙を要請し、挙達行為の結果幕府感状が下達される。その後、これまた諸国守護の注進によりしかるべき闕所が將軍家下文として給付されるのであるが、その後も幕府による次第の沙汰が実施されなければ恩賞地の実効支配には至らないのである。強調しておきたいのは、軍忠行為の認定を守護・大将の介在なく幕府に直接認定され、また軍忠状による恩賞申請から將軍家下文給付が直接的に對應していたわけではなく、そこに至る経過で守護・大将とその挙状の役割が決定的に重要であつたということにある。

所務相論の解決にあたっては同様であったこともいうまでもない。従つてB型挙状にはその用途によつて、安堵、恩賞及び訴訟の各種挙状が存在する。

史料10

(薩藩旧記十九山田文書)

大隅式部孫五郎入道子息忠能重言上、

薩摩国伊集院内馬渡田島以下、自當院御代官方被致押領間事、右、巨細先度言上畢、而自當院御代官方、彼田地等被押領事、同院兵衛三郎所令存知也、有御尋、不可有其隱、然早被尋究此等子細、被経急速御沙汰、糺給忠能、為令全地頭御米等、恐々重言上如件、

建武四年三月 日

B型挙状が、恩賞だけではなく、このような所務相論の解決を求める国人からの守護・大将への申状による要請の結果によつても作成され、この申状に添えて幕府に中継上申される場合があつたのは明らかであるが、このような所務相論の申状の例でも守護側から見ると、申請者の軍忠を、推挙するに足りるかどうかの判断が重要な前提となつていたはずである。しかしながら、南北朝動乱期の九州においては、恩賞の軽重によつて去就を決す

るといふ国人層の傾向は極めて顕著であり、任地において南軍制圧に努めねばならない派遣大将や守護級諸將は、指揮下国人の要請があればその申請者の軍忠の程度や相論の真実にかかわらず挙状の挙申を行わざる得ない状況下にあつたと想像される。そしてこの実情を熟知する幕府の警戒感が推挙者に対しての起請文言を要求し、A型のみならずB型の挙状にも起請文言をもつものが少なくない主要な理由であると見られる。また挙状のなかには、軍忠の事実に関して報告済みで幕府も了承しているとの前提で、軍忠事実に触れず、安堵と訴訟についてののみ幕府の沙汰を要求する挙状も存在する。一例を挙げる。

史料11

(因幡佐治谷加勢木村百姓所蔵文書)

佐治孫四郎重泰事、去年八月廿日參御方候之子細、先度言上畢、仍於本領者返付候者也、可為何様候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年正月十二日

源 義春(花押)

進上 武蔵権守殿

この挙状では、佐治重泰という因幡の国人が南朝方から足利方に帰参したことによつて、当然それ以前には闕

所として武家方に没収されていた本領の還付を要請する守護の挙状である。帰参の子細と事実関係については「先度言上畢」と述べ、既に報告済みであるので文中には本領返付の要求のみ記される。署名の源義春は細川氏に比定され、⁽²⁹⁾本文書を根拠として南北朝期における初代の因幡国守護とされている。義春の詳細は不明であるが、幕府執事高師直へ挙状を直接申達し得る立場からみてたしかに守護正員の地位にあると判断して差支えないと思われる。このように帰参^{II}軍忠の事実関係にまったく言及しないで目的のみ挙申する再挙申以上の挙状も存在する。この型の挙状は初度に軍忠について保証済みであるので軍忠には言及せず安堵、恩賞、訴訟の目的のみ要請するものである。これは推挙の主要な目的が安堵や訴訟におかれていることからB型に含めることとするが、このような軍忠に言及しない挙状は再度以上の挙申であり、軍忠については既に推挙の当然の前提として保証されているはずであるから、守護側と幕府側双方で被推挙者の軍忠については周知の事であったと思われる。

Ⅲ 以上のように挙状は、A型の軍忠挙状とB型の恩賞・安堵・訴訟の各挙状に大別でき、さらに、A型には守護代級部将から守護に宛てるものと、守護から幕府へ

挙申する二段階が存在する。B型にも、恩賞・安堵・訴訟を挙申する前提の軍忠を併記保証するものと、全く言及しない再申請以上であることが明らかなる挙状の二種が認められる。そこで以下表Ⅰ中ではそれぞれをAⅠ・AⅡ、BⅠ・BⅡとして、建武から観應擾乱までの南北朝初期における足利方の挙状とされる文書を掲出する。⁽³⁰⁾

次に状そのものは残存しないが、感状の文言から軍忠挙状の挙申事実が確認し得るものを参考に掲げる。日付は感状発給日をのせるが、文言には既に注進受領と述べられるものと、これから注進すると告知するものの両様あるので挙状そのものの日付は特定できない。また感状は文言により類型があるが、表Ⅱに掲出し恩賞に言及するか単に褒賞に止まるかも示した。

若干の遺漏が存在するかも知れるが、以上観應擾乱以前の足利方が発給した挙状とされるものである。以下推挙者、被推挙者及び推挙内容などの具体的内容を逐次示すことによつて、類型として確認しつつ全体的な相関関係について概括したい。また必要を認められたものについては全文を掲示する。(史料番号は一覧表に付した番号)

27	曆應二年十一月十三日	石堂頼房	御奉行所	島津忠兼	播磨	B II	訴訟	文化庁島津家文書
28	曆應三年三月二十二日	高師泰	河内民部太夫	八木秀清	不明	B I	恩賞	保坂氏所蔵文書
29	曆應三年六月十一日	上野頼兼	御奉行所	由利基久	長門	B I	恩賞	根津氏所蔵文書
30	曆應三年八月七日	島山直顕	高師直	出羽宗雄	日向	B I	安堵	肥後志賀文書
31	曆應三年十二月十二日	鷲頭弘員	(上野頼兼)	平子重嗣	周防	A I	起請型	三浦文書
32	曆應四年二月六日	高師冬	松田十郎右衛門	山内時通	備後	B I	安堵	山内首藤文書
33	曆應四年二月十五日	高師冬	細川頼春	山内時通	備後	B I	安堵	山内首藤文書
34	曆應四年五月三日	仁木義長	高師直	詫摩之親	遠江	B I	安堵	肥後託磨文書
35	曆應四年十二月二十日	島山直顕	御奉行所	彌寝清種	大隅	A II	起請型	大隅池端文書
36	康永元年十一月一日	細川頼春	高師直	小早川氏平	伊予	B II	訴訟	小早川家文書
37	康永元年十二月十一日	島津貞久	御奉行所	彌寝清成等	大隅	B I	安堵	大隅彌寝文書
38	康永二年七月二十五日	一色道猷	高師直	松浦定	肥前	B I	安堵	青方文書
39	康永三年三月三日	若林秀信	(島山直顕)	土持宣栄	日向	A I	起請型	日向土持文書
40	康永三年七月二十二日	佐竹重義	曾我遠江權守	小代重氏	肥後	B I	訴訟	肥後小代文書
41	貞和二年閏九月十七日	島山国氏	高師直	佐藤性妙	陸奥	B I	恩賞	佐藤氏所蔵文書
42	貞和三年四月二日	島山国氏	高師直	相馬朝胤	陸奥	B I	恩賞	大悲山文書
43	貞和三年五月七日	仁木義長	高師直	内田致景	遠江	B I	安堵	内田文書
44	貞和三年八月十八日	上野頼兼	御奉行所	内田致景	石見	B I	恩賞	内田文書
45	貞和四年三月十六日	島山国氏	高師直	(前欠文書のた め以下不明)	不明	不明	不明	伊勢結城文書
46	貞和四年八月十二日	島山国氏	高師直	三浦盛通妻平氏	陸奥	B II	安堵	示現寺文書
47	貞和四年十一月二日	島山国氏	高師直	伊賀盛光	陸奥	B II	訴訟	飯野八幡文書
48	貞和五年正月十八日	上野頼兼	御奉行所	田村盛泰	石見	B I	恩賞	萩藩閩録百廿一四

27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
感状発給日																											
注進者																											
感状発給者 <small>(または学達先)</small>																											
受給者																											
地域																											
感状型																											
出典																											
貞和三年六月十七日	康永元年十月十六日	康永元年十月十六日	康永元年十月十六日	曆應五年七月十日	曆應三年八月十八日	曆應三年八月十八日	曆應三年七月十一日	曆應三年七月十一日	曆應三年七月十日	曆應三年三月十八日	曆應二年十二月十三日	曆應二年十二月十三日	曆應二年十二月十三日	曆應二年十二月十三日	曆應二年二月十八日	曆應元年十一月二十二日	曆應元年十一月二十二日	建武五年七月十五日	建武五年七月十一日	建武五年七月十一日	建武四年八月二十二日	建武四年八月二十二日	建武四年五月十九日	建武四年五月二十七日	建武四年五月二十七日	建武三年十二月二十五日	建武三年十二月二十五日
島津貞久	一色道猷	一色道猷	少貳頼尚	島津貞久	少貳頼尚	少貳頼尚	一色道猷	一色道猷	島津貞久	一色道猷	島山直顕	島山直顕	島山直顕	島山直顕	上野頼兼	赤松則祐	赤松則祐	細川皇海	島山直顕	島山直顕	小俣来全	小俣来全	佐竹重義	島津頼久	島津頼久	武田信武	武田信武
不明	幕府	幕府	幕府	不明	不明	不明	幕府	幕府	足利直義	幕府	足利直義	足利直義	足利直義	足利直義	幕府	幕府	幕府	足利直義	足利直義	足利直義	足利直義	足利直義	一色道猷	足利直義	足利直義	幕府	幕府
市来崎六郎次郎	相良定長	税所宗圓	税所宗圓	莫禰圓也 書状	相良助廣	相良長坊	相良定長	相良定長	二階堂行仲	松浦中村彌五郎	土持新兵衛尉	那賀右衛門九郎	土持八郎	小串彌四郎	出羽彌次郎	侯賀掃部左衛門尉	貴志五郎四郎	海四郎三郎	土持新兵衛尉	小串孫次郎	吉川経時	吉川経久	小代八郎次郎	井手久秀	知覧院三郎	波多野景氏	波多野景氏
薩摩	肥後	肥後	肥後	薩摩	肥後	肥後	九州	九州	薩摩	筑前	日向	日向	日向	日向	石見	播磨	紀伊	日向	日向	丹後	丹後	肥後	越前	越前	畿内	畿内	
褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞	褒詞
薩藩旧記二十二所収阿久根文書	慶應義塾大学所蔵相良家文書	慶應義塾大学所蔵相良家文書	慶應義塾大学所蔵相良家文書	薩藩旧記二十二所収阿久根文書	慶應義塾大学所蔵相良家文書	慶應義塾大学所蔵相良家文書	慶應義塾大学所蔵相良家文書	慶應義塾大学所蔵相良家文書	二階堂文書	筑前中村文書	薩藩旧記土持文書	日向郡司文書	日向土持文書	九州大学所蔵小串文書	肥後森本文書	内田文書	浅野文書	鏝阿寺文書	日向土持文書	九州大学所蔵小串文書	周防吉川文書	周防吉川文書	肥後小代文書	薩摩島津家文書	薩摩島津家文書	黄薇古簡集	黄薇古簡集

1 島津貞久（道鑑） 挙状であるが、以下に掲示する。

式部諸三郎箱崎合戦之時軍忠事、無子細候、

以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月五日 沙弥道鑑（裏花押影）

進上 御奉行所

承□、□□

この文書は式部諸三郎なる武士の戦功認定について、軍忠を具体的に記載していないことから、守護島津貞久が既に報告上申ずみの内容に関する再度の答申であることがわかる。これは戦功認定手続きにおいての見知証人の請文よりひとつ上の確認段階で、幕府侍所の最終審理過程で各戦闘指揮者への確認要求に答えた文書であるといえよう。A型挙状。次に2及び3の挙状も同じく、戦闘指揮者且つ守護の島津貞久が、指揮下武士の多々良浜合戦における軍忠に関して、既に報告した内容に相違ない旨を報告したもので、1と全く同じ内容である。このような挙状は、多々良浜合戦の戦功審理で、前述のように足利尊氏奉行人が連署奉書の問状を発している事実があるもので、これに答えたものと思われる。他のA型挙状が全て起請文言を記すのに対して、以上三通がこれを欠

南北朝期における挙状に関する基礎的考察

く理由は判然としないが、これらの挙状は、足利尊氏九州落去時という非常時の起死回生をかけた合戦直後という特殊事情と、また多数を一時期に集中的に注進する必要があったことなどがその背景となっていたと見られる。宛所は当時九州在陣中の侍所頭人高師泰であり、挙状で侍所へ挙達された明証があるのはこの三通のみである。³²

4 挙申者の信義なる人物は、他の傍証で確認し得ないが、本文書付箋に「駿河守護代信義注進状」とあるのでこれに従えば、この時期伊豆・駿河両国守護を兼帯する石塔義房の代官として、地方戦域における戦闘指揮を執った守護代信義が、指揮下国人の戦功上申の事実を正員石橋義房に中継したものである。「目安并一見状」を副進して報告しているので、既に守護代自身が逐次型軍忠状に証判を与えていることが知られるが、一括型軍忠状への証判をあたえることは守護代には出来ない事実を裏書きしている。A型。

5 一般例にみる上申文書としての挙状とは逆に下達しており、幕府執事で挙状を受理する立場の高師直から足利一門国大将島山直顕³³に対して、島津時久³⁴が当参奉公の人物、即ち幕府直属軍の構成員であるから本領について格別の配慮をするよう要請した挙状である。他の通例か

らみて島津時久の本領(日向国新納院)が、直頭の管国に所在するための処置と見られる。後掲史料12 B型

6 前掲史料11 B型

7 4 挙状と密接な関連を有すると推定されるが、建武四年当時駿河・伊豆両国守護の石塔義房が幕府に対して伊豆国国人田代一族の軍忠状を副進し、「早可被経御沙汰」、すなわち恩賞給付の手続きをとるよう依頼しているから、この文書は戦功認知の実否の諮問に解答したような1・2・3などは全くことなる性格を有するものである。8・9は建武二年以来東国に派遣されて、同四年四月には陸奥守に任ぜられた斯波家長によって発出された挙状である。内容は指揮下国人相馬氏の訴訟及び所領安堵のため、北畠顕家上洛阻止の合戦においての戦功を幕府執事高師直に証明したものである。いずれもB型である。

10 前掲史料1 A型。従って単に軍忠の事実を証明するA型の場合でも、1などのように披露状型式にとどまるものと、本文書のように起請文型式をとるものとが存在する。

11 日向国で大将として活動した畠山直顕が指揮下国人の戦功について、本人提出の一括申請型軍忠状を添付し、

その内容について起請の言葉を添えた請文型式で証明するものであるからA型である。

12 下野国に国大将として発遣されていた足利一門の桃井貞直が、指揮下にあった国人茂木氏の軍忠を起請文言をもって証明した上で、「速恩賞御沙汰候者、可被日出候」と恩賞沙汰の催促を行うものである。B型

13 播磨守護赤松円心が、指揮下国人島津忠兼の本領安堵のため幕府の善処を要求した挙状。主点は幕府の過誤による本人所領の還付であるのでB型。

14 但馬守護で足利一門守護の桃井盛義が、国内小佐郷地頭伊達義綱の軍忠を証した上で、幕府の過誤による没収所領の還付の要請を行った挙状である。B型。

15 出雲国守護塩谷高貞が国内鰐淵寺衆徒の軍忠や要害警護などの軍務について報告して「可下賜恩賞之由、令申候」と衆徒の要求を取次ぐ内容となっているが、恩賞という文言は文中にあるものの、自身の意見としての恩賞沙汰の要求ではない点に留意すべきである。B型。

16 13と同じく国人島津忠兼の本領が誤って闕所とされた問題について、播磨守護赤松円心が格段の軍忠がある人物なので還付してほしい旨を幕府に申請した挙状である。軍忠については特に具体的事実を例証しておらず所

領還付に力点がある挙状なのでB型である。

17 桃井盛義から但馬守護を継承した足利一門守護吉良貞家⁽³⁶⁾が、14挙状の内容と同じく伊達義綱父子の訴訟を挙申したものである。B型。

18 11文書と同じく畠山直頭が、土持新兵衛尉宣榮の軍忠について起請文言をもって証明するものである。内容も11とかわらず17との関係からも、幕府の恩賞沙汰の遅延から再申請したものと思われる。B型。

19 11・18両挙状の進達にもかかわらず恩賞沙汰のないことから土持新兵衛尉宣榮の軍忠推挙のみではなく「早被充行恩賞」と催促している。従ってB型とする。

20 本文書は端裏書に「氏家道誠注進状案」とあって、内容は相馬松鶴丸の祖父と養父が足利方として鎌倉及び奥州東海道においてそれぞれ戦死した軍忠について起請文言をもって証明するものである。氏家道誠は、文中に「正員兼頼年少之間、代官氏家十郎入道々誠所令加判形也」と明記しており、元来はこのような挙状申達の前提になる一括申請型軍忠状への証判と指揮下国人の戦功注進権は、大將ないし守護正員の専権事項であった事は疑う余地がない。なお正員兼頼は、斯波高経の弟家兼の子で、建武二年末から足利義詮執事として陸奥ついで鎌倉

にはいった従兄弟斯波家長によって、陸奥に発遣され式部大輔の官途を有するものの自ら花押を据えられないほどの幼少であったことがわかるが、代官氏家道誠の補佐のもとに宮方制圧の任にあたっていた。⁽³⁷⁾A型。

21 当時但馬から因幡守護に転じた吉良貞家が、国内東福寺領古海郷地頭職に関して代官田代某の請文を幕府に中継上申したものである。おそらく所務相論で幕府引付頭人奉書による問状に対する報告である。軍忠にも当該関係者にも言及はなく挙状というよりは請文に分類すべき文書である。

22 畠山直頭が大友一族出羽宗雄の格段の軍忠を理由に、彼の本領について幕府の沙汰を要請する高師直宛て挙状で、端裏書にも「畠山修理亮七郎挙状」とある。しかし本文書は23挙状の添状としての性格を有していることから、他の幕府充て挙状のような正規の様式を具有せず、書止めを「恐々謹言」とする書状型式をとっている。B型。

23 22の書状型式の添状と同日日付を持つ挙状で、内容は全く同じである。こちらは起請文言をもつ「御奉行所」宛の披露状型式の挙状である。B型。

24 吉良・畠山両奥州管領に先だつて派遣されていた足

利一門の奥州総大将石塔義房⁽³⁸⁾の活動徴証で、被推挙者は文面からは知ることができないが、佐竹文書乾に伝存した事情から佐竹一族の軍忠推挙であった可能性が高い。軍忠状を副進すると同時に申請者の代官を上洛させる旨を報告しているので、具体的軍忠を推挙しているわけではなく、むしろ申請者の代官を上洛させるという状況から、戦功審理は最終的段階で恩賞給付の下文を受理するためと推知される。このような点から判断してB型である。

25 少貳頼尚が、管国の肥前国人深堀政綱の軍忠を証した上で、恩賞沙汰を要請する挙状でB型である。宛所の仁科左近大夫将監は他の徴証を見いだせず立場を明らかにし得ないが、少貳頼尚からの同種の上申経路から鑑みて鎮西管領一色道猷の奉行人か、幕府恩賞方頭人の一人と推定されるが、本来は道猷本人ないし奉行所宛が通常経路であるためか書状型式をとっている。

26・27 13・16と同案件の播磨国人島津忠兼の本領訴訟について、幕府の早急な沙汰が与えられるよう、守護赤松円心と、直接の軍勢指揮者で足利一門の国大将の石塔頼房の兩人から軍忠を証明し、同日付をもって上申された挙状二通である。いずれもB型である。

28 高師泰が、指揮下武士の従前からの軍忠が既に幕府執事高師直に報告済みであるにもかかわらず、なお恩賞沙汰がないことを再申告してきた点につき現在も戦闘継続中である現況から、恩賞について早急な沙汰を要求している挙状である⁽³⁹⁾。従って類型としてはB型である。

29 中国地域で管国を越えて上級大将として広域的軍事指揮権を行使した上野頼兼⁽⁴⁰⁾が、長門国人由利基久の軍忠を起請文言で証し、恩賞請求の为上洛を申請する由利に對して、合戦継続中を理由に慰留している事情を述べて、「急速可有恩賞御沙汰」と恩賞請求を申請する挙状である。従ってB型。

30 22・23文書と同じく、畠山直頭が大友出羽宗雄の本領安堵について、本人の軍忠を推挙した上で、なお幕府沙汰が延引している事情をのべ善処を要請するものである。B型

31 鷲頭弘員は周防守護正員大内長弘の子であるが、當時守護代は土屋四郎左衛門尉定盛⁽⁴¹⁾であるからその立場を明らかにし得ない。他の通例から正員一族が軍事指揮官として活動する例が多いので、被推挙者の平子重嗣の所属する軍勢の直接指揮者であったかと推測される。内容は軍忠の具体的経過を述べ、起請文言をもって証明して

いる。宛所は「御奉行所」とのみあるが、被推挙者の一

と考えられる。

括申請型軍忠状への証判を施し、またこの挙状にもその指揮下であった旨が記されているので、石見守護であり、中国地方西部の周防・長門両国守護と軍勢を統督する足利一門の上級大将上野頼兼へ宛たものである。長文ではあるが、注進内容が軍忠に限定されているので、A型。

35 足利一門大将畠山直顕が、指揮下国人禰寝清種の建武三年以来暦應二年までの主要な軍忠を箇条書きに列挙し、起請文言をもって注進したものである。A型。

32 関東執事高師冬が山内首藤時通の備後所領の訴訟について、常陸発向従軍者である旨を述べ「被懸御意候者、喜入候」と推挙している。名充人の松田十郎右衛門入道は、推考しうる史料は管見に入らないが、その姓から幕府奉行人の一人と思われる。書状型式である。B型。

36 康永元年当時、伊予国宮方制圧のため幕命を奉じて発遣されていた足利一門の細川頼春が、従軍していた指揮下の安芸国国人小早川氏の訴訟の支証文書に裏封をして挙申するものである。この時の細川頼春は、国大将として挙達したものと見られる⁽⁴²⁾。

33 32挙状と同じ案件について、高師冬が係争地備後国を所轄する守護正員細川頼春に宛て推挙している。他の守護に直接あてられた経路を持つB型挙状で確実なものは本状のみである。このことは関東執事という地位と無関係ではなからう。B型。

37 大隅守護正員島津貞久が、国人禰寝清成等一族の建武三年以来康永元年までの軍忠を度々注進してきたが未だ恩賞沙汰がない旨を述べ、一括申請型軍忠状を添付した上で起請文言をもって挙申する挙状である。B型⁽⁴³⁾

34 足利一門仁木義長は当時遠江守護正員で、九州派遣期以来従軍している肥後国人詫摩七郎の本領安堵について「無相違様被経御沙汰者悦入候」とするものである。B型。名充人「参河前司」は高師冬ではなく、高師直が三河権守から武蔵権守へ転じていることから同人である

38 一色道猷が肥前国人松浦定の同年七月日付申状によつて本領安堵を申請に依じて挙申したものである。B型。

39 若林秀信が、土持新兵衛尉宣榮の軍忠について起請文言をもって推挙するものであるが、この土持新兵衛尉宣榮の軍忠推挙は、11・18・19に見られるように従来畠山直顕の所管事項であったので、この当時は何等かの事情で、若林秀信が代行推挙したものであろう。同人は、

足利尊氏が建武政権下で、恩賞地として賜った島津庄日向方に設置した島津庄惣政所の代官であるから、この時期には同庄確保を主任務の一つとする足利一門大将直顯の部将として活動していたと推考される。A型。

40 九州足利方の侍所佐竹重義が、肥後国人小代重氏の所領に関して相違ないよう幕府の沙汰を要請した挙状である。佐竹重義は書状型式ながら感状も発給した例が認められ、⁽⁴⁴⁾この挙状も彼自身が守護ないし大将ではないが、幕府に対して挙状を進達する地位権限を備えていた証左となろう。守護・大将級以下の諸将でA型軍忠挙状以外の挙状を行う唯一の例である。B型。

41 奥州両管領畠山国氏・吉良貞家の連署による挙状で、被推挙者の建武二年以来の一括申請型軍忠状を副進し、恩賞沙汰を要請している。B型

42 同じく奥州両管領による相馬氏の恩賞挙状。B型。

43 遠江守護仁木義長が、国内内田庄下郷地頭を本貫地とする内田致景の軍忠を起請文言で証し、所領安堵を要請する挙状である。ただし内田致景は石見国にも所領を有していたので下向し、中国地方において上野頼兼指揮下で活動しているので、戦功の詳細は上野頼兼よりの申送り事項であろう。B型。

44 軍忠申請済みであるのに恩賞沙汰が遅延している内田致景について、当時石見国守護で中国地方西部で上級大将として外様出身守護を統督していた上野頼兼が推挙したものの。被推挙者の内田氏は、遠江に本貫地が所在するが石見国にも散在所領があつて、当時は頼兼指揮下にあつて石見の南軍制圧にあたっていた。従つて同時に本貫地安堵は所管の守護正員仁木義長に、当面の恩賞請求は上野頼兼に申請したものと見られる。B型。

45 伊勢結城文書に残る前欠文書で、最後部の年号、差出者と宛所しか残存していないが、推定により両管領の挙状と判断した。従つて型は他の通例からみてB型と思われるが断定できない。

46 奥州両管領の安堵挙状である。軍忠には全く言及せず被推挙者の申状を副進する。B型

47 伊賀盛光の本領陸奥好嶋庄年貢未進について当人の代弁を行い、年貢半納を要請する。本文書は写しで日下の差出者部分には棒線が引いてあるのみなので、吉良貞家単独か、連署かは判然としないが、この時期他の四通が両管領連署なので連署とした。⁽⁴⁵⁾同B型。

48 上野頼兼が、国人田村盛泰の建武三年以来の長期にわたる軍忠を箇条書きにして推挙して恩賞沙汰を申請す

るもので、もともなつた一括申請型軍忠状は残存しないが本拳状の大部分はその転記であることが確実である。⁽⁴⁶⁾
B型。

以上が観應擾乱以前の南北朝初期に挙申された拳状の具体的内容であるが、次に感状文言から軍忠推挙が行われたと確認できる例についても付け加えておきたい。

(1)は畿内で発給された非足利一門大将の感状では唯一のものであり、足利尊氏九州落去に際してその殿軍を務めて畿内に残留した武田信武が指揮下の波多野彦八景氏に与えて注進を約束する文言がある。⁽⁴⁷⁾

(2)(3)は足利直義発給の知覧院式部三郎と井手孫次郎充ての感状の文言から、越前敦賀の金ヶ崎城攻略の合戦について、薩摩大隅両国軍勢指揮者の島津頼久が幕府に戦功注進を行った結果、当該感状が給付された事が知られる。⁽⁴⁸⁾従って島津頼久の拳状そのものが残存しているわけではないが、感状文言からして島津頼久軍忠拳状のの申達を知ることができるので表出した。しかし厳密に言えば幕府への戦功注進権は、守護正員ないし大将の所管事項なので、正員一族たる軍勢指揮者頼久の初度の戦功注進によって直ちに足利直義感状が発給されたかどうか

については、確定できない。

(4)九州侍所の佐竹重義が、肥後国人小代氏に発給した書状型式の感状で、「急速可令注進博多候」と述べており、「博多」すなわち一色道猷に軍忠推挙したと判断される。

(5)(6)は吉川経久と吉川経時の丹後国の宮方制圧戦の戦功に対して各々足利直義が発出した感状文言から足利一門末流の出自を持つ軍奉行小俣来全からの注進であることが知られる。この感状には恩賞を約束する文言があるが、現存しない来全の拳状が恩賞推挙までの文言を含んでいたかどうかについては確定し得ない。

(7)足利直義感状で、畠山直顕の軍忠注進に従って、日向国人小串氏の軍忠を褒賞しているが、次号(8)文書同様に恩賞には言及しない。

(8)直義感状によって直顕が土持宣榮の軍忠を推挙してきたことが知られる。直顕は現存する拳状でも11・18・19の少なくとも三度に渡って土持宣榮の拳状を幕府に進達しており、この直義感状もその拳達の効果とみられる。(9)紀伊国人海四郎三郎に対して発給された足利直義の感状に、足利一門大将細川皇海からの注進による旨が明記されており、この感状発給以前に皇海から軍忠拳状が

申達された事が知られる。皇海は建武四年以来同国に派遣されて南軍追討にあたり暦應元年には海部郡や在田郡の分郡守護になっていたことが指摘されているので、守護ないし軍勢大将の資格で挙状を挙達したものと覚しい。(10)播磨の赤松則祐が幕府に対してその戦功を注進すると述べる感状文言から軍忠挙達がなされた⁽⁴⁹⁾と判断される。(11)上野頼兼が国人俣賀氏に与えた感状で、その忠節を注進すると述べているが、頼兼は中国西部地域の大内・厚東などの外様守護を統括する上級大将としての活動が認められるので、注進先は幕府に他ならない。

(12)~(16)は同日付で足利直義が足利方の九州国人に発給した感状に、畠山直顕による軍忠挙達がおこなわれたことが判明する。

(17)は足利直義が、九州国人中村彌五郎に発給した感状中に、一色道猷が軍忠推挙したことが記載されている。

(18)薩摩守護島津貞久が、国人二階堂行仲の軍忠を幕府に注進してきた旨を記す足利直義感状。

(19)(20)は一色道猷が相良氏、税所氏に宛てて同日に発給した感状で、度々の軍忠について京都に注進すべき旨を通知している。(20)は案文である。

(21)(22)少貳頼尚が同日付で相良一族に宛て発給した感

状で、軍忠の注進を約束する文言があることから挙状がなされたことが推測できるものである。同十一日に、この感状で感褒の対象となった頼尚代官経尚証判の相良長坊軍忠状が相良家文書に残されているので、日付からみて守護級部将の発給する即時型の感状である。注進先は記されておらず他の通例からは一色道猷と京都の双方が想定されるので判断できない。

(23)書状型式で、国人莫禰氏に対してその軍忠を褒賞して注進する旨を告げている。注進先は不明であるが幕府と見られる。

(24)少貳頼尚が税所宗圓に対して先月二十六日の合戦の軍忠を京都へ注進すると告げるもの。案文。相良家文書にはこの同内容の感状が二通存在し、少貳頼尚のは付年号型式を持つが、一色道猷のそれは書下年号を持つものである。

(25)(26)同日付で相良家文書に残された感状二通で、いずれも一色道猷が(24)で褒賞する同じ軍忠について下した感状で、少貳発給感状より十日遅い日付で発給されていることから、少貳頼尚は一族の軍勢指揮者経尚からの報告を受け、(24)感状で告げるように京都へ注進すると同時に、一色道猷にも注進した結果がこの感状の発給と

なつた事情が判明する。(26)は案文。

(27)薩摩守護島津貞久が国人市来氏に、その軍忠を賞して注進すると述べる感状で、注進先は断定できないが、足利直義感状には貞久からの注進による旨を記すものが散見するので幕府と推定される。

IV 以上觀應擾乱以前の挙状を列举して通覽してみると、いくつかの特徴が看取される。

推挙者については、守護代以下六通(4・10・20・31・39・40)、守護十八通(1・2・3・6・7・13・17・21・25・26・34・37・43・44・48)、国大将十一通(11・12・18・19・22・23・27・29・30・35・36)、奥州大将・関東執事・鎮西管領十一通(8・9・24・32・33・38・41・42・45・47)、幕府執事一通(28)となり、感状二十七通からの推定値を加算するとそれぞれ、十一通(2・3・4・5・6)、二十七通(9・11・18・21・24・27)、一九通(1・7・8・12・16)、十六通(17・19・20・25・26)となつて、守護・大将級挙状が全体に多数を占めていた事が明らかである。まず守護代以下の推挙者についてであるが、少し詳しく見ると守護代と明証があるのは一通(4)に過ぎず、他は奥州大将代官(20)、

守護正員の一族たる軍勢指揮者(10・31)、鎮西管領侍所職員(40)、島津庄惣政所代官(39)などである。彼等の挙状は(40)を除いてA I型の軍忠挙状であることから、その挙達行為は当時の地位とはあまり関係なく、単に直接の戦闘指揮を執つた際の指揮下国人の軍忠に関して保証したものと思われる。守護代以下の挙状の宛所については、例外的なB型を挙申した佐竹重義が曾我遠江権守に宛たもの以外は「御奉行所」となっている。しかし驚頭弘員軍忠挙状で推挙する平子重嗣の一括証判型式軍忠状の証判者が上野頼兼となつている事実等から、通例では、その申請者国人が活動中の地域を所管する守護ないし大将など軍事指揮官に宛ていたものと判断して誤りあるまい。守護代以下の軍事指揮者が、正員を越えて幕府に推挙するはずがないことは、氏家道誠が正員の代行として一括申請型軍忠状に加判した事情を弁明することからも明らかで、元来は挙状の根拠となるそれに証判し得るのは正員のみであつたことを示している。この事実から挙状を幕府(この場合は関東執事)に推挙することも正員の所管事項であつたことも判明する。従つて守護代以下の挙状は、地位を特定できない名充人曾我某宛て佐竹のものを除くと正員宛であつて、内容は全てA型の軍忠挙

状に限られるのである。

次に最も多数を占める守護が挙達した挙状の内容は、A型の軍忠挙状三通(1・2・3)の他に、以下B型の恩賞挙状五通(7・15・25・44・48)、安堵挙状三通(34・37・43)、訴訟挙状七通(6・13・14・16・17・21・26)となっている。宛所は高師直の官途名を記すか、「御奉行所」宛である。

史料上では高師直の官途である「武蔵権守」宛となっているが、それ以外のものがないので「御奉行所」宛となっているものも、高師直が主管する役所である蓋然性は極めて高い。また挙達した守護をその出身別に分類すると、外様出身守護九通(1・2・3・13・15・16・25・26・37)、それ以外は足利一門出身守護となつてほぼ伯仲する。また外様守護のうち、九州守護が五通(1・2・3・25・37)を数えており高い比率を示している。それ以外は赤松氏(13・16・26)と塩谷氏(15)のものである。

国大将の挙状の内訳は、A型の軍忠挙状三通(11・18・35)、以下B型の恩賞挙状三通(12・19・29)、安堵挙状三通(22・23・30)、訴訟挙状二通(27・36)となつていて、守護とほぼ同様の傾向が認められるが訴訟挙状は

僅少である。宛所は高師直と「御奉行所」のいずれかである。掲出し得た挙状の国大将、大将はいうまでもなくすべて足利一門出身である。

関東執事・鎮西管領・奥州大将などの挙状は、不明のもの一通(45)を除外して、A型の軍忠挙状は見られず全てB型で、安堵挙状五通(9・32・33・38・46)と恩賞挙状三通(24・41・42)、訴訟挙状二通(8・47)となっている。ただし感状文言から判断すると、鎮西管領一色道猷の国人宛感状に、京都すなわち幕府侍所に対してその戦功を注進する旨を記しているから、軍忠挙状も当然挙申していたことは明らかであつて、今日A型の軍忠挙状そのものが管見に入らないのは史料残存の偶然性という理由に帰すべきものと思われる。またこれらの守護の上位にある広域的統括機関の長はやはりすべて足利一門ないし根本被官の出自を持つ。

最後に幕府執事高師直が、畠山直顕に対して申達した挙状については書状型式をとっており、正規の挙状の挙達経路ではない。以下に掲出する。

史料12 (薩藩旧記十八所収新納文書)(表1・5)

嶋津四郎時久申候日向国新色院事、任先例無煩之様可被

懸御意候、且此仁軍忠候、隨而當參奉公事候之間、如此令申候、恐々謹言、

十二月廿一日

武藏權守師直判

謹上 畠山修理亮七郎殿

内容は、被推挙者の島津時久が当參奉公、すなわち幕府直屬軍を構成する国人で軍忠もあるので、当人の日向国の所領について格別の配慮をしてほしいとの趣旨である。前述のように、直頭には管国における半済実施権及び闕所処分権が幕府から認知されており、これを根拠として所領宛行権を行使しているにもかかわらず、幕府へ挙状を中継して幕府の施行状以下の奉書を得てその權威によつて現地での国人の知行要求に應えていた事情については既にのべた通りである。にもかかわらず、逆に幕府執事から直頭に国人所領について依頼するというのは、当該国人申請の所領が直頭所管の日向国に所在するのみならず、直頭の現地での現實的執行力を期待したことに他ならない。それは直頭が幕府の施行状以下の御教書の權威を必要とし、一方幕府側も相互補完的に、恩賞地として指定した下地の打渡行為が、現地守護・大将の軍事的裏付けによつてのみ実行されることを承知していた

ことを明示している。この挙状は、相田氏の定義する上申文書として下位から上位に取り次ぐ挙状一般の正規の経路と逆行するだけでなく、他の各国守護・大将から挙達されてくる軍忠以下の各種の挙状とも異なり、その書式も書状型式を採用していることでも、その例外性は明らかである。

このように挙状という文書の機能のみを重視すると、執事挙状のように守護・大将の挙状と同様な機能を果たしながらも、通常の上申経路ではなく下達するものもあり、さらに足利尊氏の御内書の型式の挙状まで存在することから、相田氏のように挙状を上申文書とのみ定義するのには問題が残る。

さてA型の軍忠挙状でも守護代以下からの挙状は、通常現地での戦功認定手続きの段階にとどまる。そこで守護正員・大将級以上のA型軍忠挙状とB型の恩賞、安堵、訴訟の各挙状の推挙者と被推挙者を概観してみよう。被推挙者は、奥州から南九州薩摩までの全国に分布し、伊賀盛光や島津一族などの有力豪族から松浦氏・相馬氏の庶子家などの中小国人層に及んでおり、各種挙状の推挙する対象は足利方の守護・大将に属する全ての国人であつたことが判明する。一方幕府に挙状を挙達する守

護・大将の出自を概観すると、島津貞久・赤松円心・塩谷高貞・少貳頼尚・佐竹重義の外様出身五名。足利一門ないし根本被官の出自を有する細川義春・石塔義房・頼房・斯波家長・畠山直顕・桃井貞直・吉良貞家・桃井盛義・上野頼兼・高師冬・仁木義長の諸将は十一名を数えて足利一門偏重という特徴を指摘できる。しかも例外の内、少貳・佐竹のものは書状型式であり正規の様式を具備する訴訟ないし安堵挙状は島津・塩谷・赤松のものを数えるにすぎない。この傾向は南北朝期の守護の感状発給のそれと全く一致する。すなわち感状の表記文言からいくつかの型に分類すると、軍忠を賞するのみのものは外様出身守護にも発給例が見られるが、恩賞に言及する感状の発給は、その全てが足利一門守護によるものであった。また軍忠を褒賞する型の感状発給者の中で、数少ない外様出身守護は、少貳・大友・島津氏の九州三守護家と佐竹・武田・土岐・赤松・塩谷各氏などの広義の源氏に出自を有する者であった。挙状の挙達者もまたこの感状の発給者と一致している事実は、前述のように挙状が、感状の発給の前段階の手續文書として制度的に不可欠な文書であったなによりの証明であるといえよう。

一通のみ検出された上逮下の下達文書の経路を持つ執

事高師直の挙状を除外して、上申文書としての挙状の挙達経路を整理してみると以下のよう⁵²に推定される。

- a 合戦指揮官(守護代・軍奉行) ↓ 守護・大将・関東執事・鎮西管領・奥州管領
- b 守護 ↓ 関東執事・鎮西管領・奥州管領
- c 守護・大将・関東執事・鎮西管領・奥羽管領 ↓ 幕府侍所
- d 守護・大将・関東執事・鎮西管領・奥羽管領 ↓ 幕府恩賞方・安堵方・引付方(後に内談方)
- e 守護・大将・関東執事 ↓ 守護・大将

現在残存する挙状の宛所で最も多く見られるのは、「御奉行所」宛であり検出四十七通の内二十六通を占め、次いで高師直宛が十三通で、他七通は関東執事、守護、幕府奉行人などに宛られている。宛所は「御奉行所」と記されるものが多く、類推し得る例もあるが、具体的にはどこに宛られたのかを知ることが困難なものも多い。地方で守護代以下が挙申するA型に記される「御奉行所」は守護ないし守護侍所であるが、守護級以上の軍忠挙状は、一括申請型の軍忠状そのものが幕府侍所へ注進されていることから、幕府侍所へ挙達されたと考えて誤りないと考えられる。A型挙状は、軍忠の事実の挙達を

目的とする軍忠挙状なので、a・b・cに限定される。この時同じ国人の同内容の軍忠について、a・b各々の段階を経てcへと推挙された例も存在したと考えられるが、現在史料上でこれら三段階の挙状がすべて残存する例は管見に入らない。残存史料からもa・bの経路で上申されるのはA型の軍忠挙状に限定されている。しかしc・dの場合は挙達内容によって申達先がことなつたと考えられ、さらにd経路はB型の恩賞、安堵そして訴訟挙状の上申であるから、それぞれ所管機関の相違が推定される。つまり問題はB型の異なる目的を持つ各挙状がどこへ挙達されたかである。高師直を宛所とする安堵・訴訟挙状は、すべてがB型に属し、A型の軍忠挙状の存在していない事實は、A型軍忠挙状が侍所へと挙達されていいて、高師直の所管とは別であったことを示している。高師直が受理したことが宛所によって明らかな挙状は、訴訟と安堵の挙状に限られており、恩賞を目的とする挙状は「御奉行所」宛のみである。しかし高師直は幕府執事としての職権だけでなく、恩賞方頭人や引付頭人さらに内談方頭人などを兼帯しており、恩賞、訴訟などの挙状も受理してその審査に関与したに相違ない。

従って挙状の挙達経路で、dの各経路に関しては実際

南北朝期における挙状に関する基礎的考察

は、高師直宛ということになる。またA型の軍忠挙状の最終的な目的は、直接には軍忠の認定であるが、最終的には所領安堵、新恩給与、そして各種所務相論の解決といった具体的利益の確保にあるのだから、侍所に挙達されて軍忠内容が記録された後に、基本資料として恩賞方や他の所管機関への審議にまわされたことと考えられる。このように考えるとcの挙状経路は建て前として存在しても、侍所を経由して結局d同様師直所管の機関へ移管されたものと推知される。

南北朝初期の幕府官制には安堵方が存在し、侍所、恩賞方とならんでいずれも建武三年には設置されたとされている。一方当該期における所領の安堵は、足利直義の安堵の下文ないし下知状の発給によってなされ、恩賞については新恩給与の宛行状を下文で將軍尊氏が発給している。このことから恩賞方・侍所は尊氏直轄機関であり、安堵方は直義が所管していたとされている。⁽⁵³⁾ 挙状の挙達がどこへなされたかという問題についても、恩賞挙状、軍忠挙状に関しては恩賞方、侍所が尊氏所管の機関であることから、その執事の職権として高師直が受理したと考えられてきた。すると安堵方を所管して安堵の下文ないし下知状を発給したことが知られる直義は、安堵挙状

を受理していたということになるが、安堵挙状の宛所もまた師直宛のものが多く、直義宛挙状は確認できない。しかし、直義発給感状には、単に軍忠を褒賞するだけの感状にとどまらず、恩賞を約束する文言を含む感状にも、各国守護・大将からの推挙注進による旨が明記されるものが存在することから、軍忠挙状のみならず恩賞挙状もまた足利直義のもとへ送付されていたことは疑う余地がない。従って以上の事実から、挙状はその用途に関係なく、原則として將軍の専権事項としてその執事師直が一括して受理し、しかる後にその挙状の内容によって所管する機関へと配布されていたものと結論できる。

V 以上のように、南北朝期におけるの挙状は大きく軍忠挙状とそれ以外の安堵・恩賞・訴訟の各挙状が存在したが、これらの各種挙状の挙達状況は軍勢催促状や守護発給感状と同様に、足利一門出身守護・大将に集中していた事実が明らかにできた。この事實は、軍勢催促状、感状の発給などの一連の軍事関係文書の検討結果から導き出されてきた、足利一門守護の軍事指揮権の上級優越性という特質を結論づける上で、さらにこれを強化するものである。当該期の守護・大将は、管国の統治能力を

国人の軍事力に依存せざるを得ない以上、彼等の最大の欲求である所領問題が守護にとつても最も重要な課題であったことはいうまでもない。国人の所領拡大要求に応える所領安堵と恩賞給付の手続きは、国人の申告する軍忠の認定作業からはじまり、次いで挙状の申達、幕府からの確認と再度の挙状の挙達を経てようやく將軍下文が国人に与えられる。この後幕府御教書による施行状、守護遵行状そして守護代ないし使節による打渡しが実施されてようやく現実に合戦の軍忠が恩賞地の知行支配として結実にいたる経過は前述の通りである。従って挙状は、合戦参加から恩賞地獲得までの間の手続過程で作成される一連の文書の中で不可欠な文書であると位置付けられる。まさにこの点で、守護・大将が国人層を掌握して統制下に置くために、挙状を幕府に挙達する制度が有効に作用していたことは明らかである。足利尊氏感状発給までの時間的経過に対応するために比較的迅速に発給された守護感状についても、指揮下国人の戦功認定は本人提出の軍忠状への証判のみでなく、同所合戦の見証人への文書による確認ないし身柄召喚による尋問などが実施されており、この審理結果によって、幕府には挙状、国人に対しては感状を発給していたものとみられる。最初

の段階で実施される戦功認知で守護・大将に戦功を認め
てもらえなければ幕府への取り次ぎも絶望であるから、
国人は今後の合戦での軍忠に期待するしかなくなる。つ
まり最初の段階での戦功認定者である守護・大将からの
挙状を挙げしてもらえるか否かは、一度の軍忠だけでな
く従来からの軍忠の積み重ねや、日頃からの守護との関
係にいたるまでの全般的な問題が影響していたに相違な
い。守護が国人層掌握に腐心したのと同様に、国人もま
た守護の要請に応えざるをえない恒常的状况は、戦功認
定と幕府への挙達制度によって体制化していたのである。
このように挙状は、国人層の所領安堵、恩賞請求に代表
される所領拡大要求の実現の上で、大きな役割を果たし
ただけでなく、守護にとつてもその挙達行為という制度
を通じて国人層を掌握統制する効果をもたらした。その
挙達を行い得る推挙権を有する守護・大将が足利一門に
集中していた事実が明らかにし得た点もまた重要である
といえよう。従来この点でも当該期の挙状の評価につい
て指摘されておらず、今後南北朝動乱期の守護制度を考
察する上で、重要な問題としてさらに検討すべきである
ことを強調しておきたい。事実、当該期の国人層は、軍
忠ないし恩賞挙状を受理する幕府執事高師直よりも、挙

状そのものを挙げしてくる守護に従属する傾向のあつ
たことが観應擾乱の高師直敗北の理由として指摘されて
いる。⁵⁴このように守護・大将の軍忠挙状なしには、国人
の合戦での軍忠が幕府レベルに認知されることはできな
いし、恩賞挙状なくしては恩賞沙汰もないのである。そ
して恩賞に直接的に關係すると考えられている感状と挙
状とが密接な関連を有する事実は、守護から幕府への軍
忠挙状と足利尊氏・直義感状が対応するのみならず、現
地での守護発給感状が守護への下級指揮官からの挙状と
対応している事実から、各々の段階での挙状の性格と機
能によって明らかである。また南北朝初期における感状
の発給が尊氏・直義兄弟以外では足利一門出身の守護・
大将にほぼ限られており、軍勢催促状や感状の発給権が
認められていない外様守護には挙状の挙達も殆ど確認で
きない。以上のようないくつかの検討から、挙状挙達の
制度を利用して、足利一門守護・大将の国人掌握の能力
強化、すなわち軍事力強化を図った幕府政策の一環と見
ることができよう。

本稿では南北朝初期における挙状をとりあげて初期幕
府軍事体制との關係を中心に検討したが、今後その成立
と観應擾乱以後の状況を課題としたい。

註

- (1) 拙稿1「南北朝初期における守護権限の一考察」『古文書研究』二十七、一九八七年 2同「南北朝初期における幕府軍事制度の基礎的考察」小川信先生古稀記念論集『日本中世政治社会の研究』一九九一年所収、3同「南北朝初期における守護発給感状に関する一考察」『古文書研究』三十八、一九九四年
- (2) 挙状にはその主要な目的によつて、軍忠・恩賞・安堵・訴訟の各挙状があるが、いずれにせよ被推挙者の軍忠を前提としており、中継上申者である推挙者との指揮関係は確認し得る。
- (3) 相田二郎氏著『日本の古文書』一九四九年 第五部上申文書、第十二類、七九二―四頁
- (4) 「飯野八幡文書」
- (5) 「阿蘇家文書」
- (6) 「前田家所蔵天野文書」十五号
- (7) 「大坪文書」
- (8) 拙稿前註(1)論文1
- (9) 「大隅有馬文書」建武三年三月十七日 幕府侍所奉行 人連署奉書(『南北朝遺文』九州編、第一卷、四八四号、)以後『遺文九』と略、巻数も略して文書番号のみ記載)「薩摩二階堂文書」建武三年三月十七日 幕府侍所奉行 人連署奉書(『遺文九』、四八五、)等
- (10) 「豊後広瀬文書」建武三年三月廿日 少貳頼尚書下(『遺文九』、四九三)
- (11) 佐藤進一氏「室町幕府開創期の官制体系」石母田正・佐藤進一編『中世の法と国家』所収、一九六〇年
- (12) 拙稿「軍忠状に関する若干の考察」『古文書研究』二十一、一九八三年
- (13) 佐竹義篤の当時の活動徴証としては、常陸国守護正員である父貞義の代官として軍勢の指揮を執っており、指揮下国人の着到状・軍忠状への証判(「飯野文書」建武三年七月日付伊賀盛光着到状、同文書同年十二月日付伊賀盛光軍忠状など)や本挙状がある。建武三年以降父貞義には戦闘指揮の徴証がなく守護正員と認められるもの(佐藤進一「室町幕府守護制度の研究」上、常陸国の項参照)、常陸国人の軍事指揮権全般は守護代の地位にあった佐竹義篤が代行していたと判断される。松本一夫氏は鎌倉府初期軍事体制の分析のため、佐竹氏の軍事指揮権に關しても検討を加え(『南北朝初期鎌倉府軍事体制に関する一考察』『古文書研究』四十一―四十二合併号、一九九五年)、①守護権限が常陸全体に及ばせなかったと同様軍事指揮権も一国規模での動員はなし得ていない、②佐竹氏の場合でも二重証判制度が適応されていたと判断される、③配下国人の軍忠挙状は、斯波家長ではなく、幕府に直接挙達していた、という点などを明らかにされた。このうち③の指摘について私見を述べると、東国伝統豪族佐竹氏に類似する島津氏の場合でも、正員島津貞久代官頼久が限定戦場(金ヶ崎城攻略戦)で直接幕府に挙達していた場合が証明される例(建武四年五月二十七日付足利直義感状二通)がある一方で、少貳頼尚と一色道猷各々が相良氏の同じ戦功に感状(暦應三年七月十一日付一色

道猷感状、同八月十八日少貳頼尚感状）を發給している事実があるので、守護正員貞義でなく代官たる佐竹義篤が、直接幕府にのみ挙状を申達していたとは考えにくい。おそらく義篤も少貳頼尚の例と同じく、幕府へ挙状を申すると同時に、斯波家長にも同様の挙状を挙達していたと判断するほうが自然ではあるまいか。

(14) 拙稿前註(12)論文

(15) 史料3軍忠状の証判者鳥津頼久は、大規模な幕府軍が編成された越前金ヶ崎城攻略に際しては、正確には守護正員父鳥津貞久の代官として、幕命を奉じ薩摩国人を率いて部将として参加した。この戦闘における指揮下国人の一括申請型軍忠状への証判は頼久が行い、(「薩藩旧記十九所収本田文書」建武四年四月日付本田久兼軍忠状、「遺文九」、第一卷、九二六、) また本文書以外にも挙状を挙申しあげたことが足利直義發給感状(「薩摩鳥津家文書」建武四年五月廿七日足利直義感状二通、「遺文九」、第一卷、九五七、九五八、) から明らかである。従って当時幕府軍の畿内近国制圧戦において、薩摩国人の戦闘指揮を執り戦功認定及び戦功注進などの軍事指揮権は鳥津頼久の掌握下にあったものに相違ない。ただしこの時に、鳥津頼久指揮下の国人は、鳥津頼久に一括申請型軍忠状証判を受けると同時に、全軍を統督する高師直、高師泰など足利氏被官出身大将にも同文一括申請型軍忠状を提出して証判を受けており、戦功認定における二重証判制度が確認される。拙稿前掲註(1)論文2参照

(16) 当時の軍功認定手続が、戦功の現場での認知と上級機

南北朝期における挙状に関する基礎的考察

関への注進という二大要素から成り立っていた事実を示す史料として建武三年三月日付小河季久軍忠状写に、「薩藩旧記十八所収小川文書」「遺文九」五五三)に「……此等子細、同所合戦之輩、肥後国託磨豊前太郎、肥前国曾根崎左衛門三郎入道等令見知之間、被成御施行、被尋問實否之處、證人請文依無相違、被経御沙汰、被入御注進、……」と記載されていることから明らかである。

(17) 建武三年十月当時の武田信武の地位は、安芸国守護正員であり、この請文における戦闘地域と参加国人は備後国である。備後守護は朝山景連であるが軍事指揮権を制限されており、信武が隣国備後を含めて戦功認定にあ

たっていた。拙稿前掲註(1)論文1参照

「山内首藤家文書」建武三年七月十八日山内親西軍忠状案(「南北朝遺文」四国編第一卷、四一七、以後「遺文四」と略。) 前註同文書 建武三年十月十一日太田佐賀寿丸代藤原光盛請文案(「遺文四」第一卷、五一七、ただし遺文では同十日の長谷部の請文とともに文書名を軍忠状と誤っている。)

(18) 例えば、貞永式目 第六条「一 国司領家成敗不及関東御口入事、右国衙庄園神社仏寺領、為本所進止、於沙汰出来者、今更不及御口入、若雖有申旨、敢不被叙用、次不帶本所挙状、致越訴事、諸国庄公并神社仏寺、以本所挙状可経訴訟之處、不帶其状者、既背道理歟、自今以後不及成敗、」とあって幕府法での訴訟手続上で、挙状は不可欠の存在となっている。従って文書としての挙状の淵源は、平安時代末期にも溯ることが予想されるが、御

家人の軍忠等を守護から幕府へ挙達したものは、蒙古襲来まで管見に入らない。

- (19) 「薩摩比志嶋文書」弘安五年二月日付比志嶋時範申状案

この申状は軍忠状の初見史料として佐藤進一氏の『古文書入門』に記載されており遺文にも軍忠状案と文書名が付されているが、南北朝期の恩賞沙汰遅延の際に作成される訴状としての申状と同じ機能と書式を持つものであつて、成立の契機にはなつていても軍忠状ではない。

- (20) 前註同文書 弘安五年四月十五日 島津長久請文

- (21) 「山代松浦文書」弘安四年八月十日 北条時定書下、

「筑前右田家文書」弘安四年十二月二日 大友頼泰書下案等

- (22) 「山代松浦文書」弘安六年三月十九日 北条時定書下

(23) 「薩摩入来院文書」建武三年八月十七日足利尊氏感状案は、国人渋谷氏に宛てた感状の校正案文であるが、裏書には島津貞久が「此正文書持参京都之處、有長途之畏怖、校正之案文封裏、可備後證之旨、渋谷新平次入道定圓依申之、所有其沙汰也、」とあつて暦應四年二月廿二日の日付と島津貞久署名と花押がある。このように恩賞を約束する文言を有する將軍感状を所持していても、恩賞給付の下文は自身その感状を持参して幕府に要請するの一般的な通例だったと見られる。

(24) 「佐竹文書乾」暦應二年九月七日石塔義房挙状に「當国合戦無隙候間、其身不及参洛、令進代官候」とあつて本来戦功上申者自身上洛すべき制規であつたことが判明

する。

(25) 「肥後志賀文書」暦應元年十二月廿六日一色道猷書下(『遺文九』一二九四)で、出羽氏に対する一色道猷自身の誘致が行われ、その中で「参御方致軍忠者、本領事、任被定置之法、可有其沙汰也、」と告げており、敵方武士の誘降の条件として本領安堵が定法化していた事実を知ることができる。

- (26) 佐藤進一氏前註(11)

(27) 川添昭二氏「鎮西管領考」(下)(『日本歴史』二〇六号)参照。

(28) 「薩摩岡元文書」建武四年七月十三日高師直施行状案(『遺文九』九八八)

(29) 佐藤前掲書「室町幕府守護制度の研究」(下) 因幡国の項参照。

(30) 一覧表掲出文書の出典を以下に示す。番号は表中付番号。(一)内は宛所が「御奉行所」となつていても他史料から推知し得る場合人名を記入した。また畠山直頭は当初義頭と文書に署名しているが、直頭で統一した。刊本史料の掲載巻数ないし文書番号などは省略。

- (31) 拙稿前註(1) 3 論文参照。

- (32) 佐藤前註(11)前掲書

(33) 建武三年初頭以来日向に発遣された畠山直頭の権限や地位については、康永四年日向国守護正員に補任されるまで守護ではなく国大将であつて、一般諸国守護と異なり国内の半済実施権及び闕所処分権が付与されていた。康安元年四月十日島津道鑑代得貴申状案「薩摩島津家文

書」

小川信氏『足利一門守護発展史の研究』一九八〇年第三編、第一章、第二節、二参照。

(34) 建武三年八月二十四日高師直書状写「薩藩旧記十八所収新納文書」によれば、高師直は、書状をもって畠山直顕に対して、日向新納院地頭職を島津四郎時久が拝領したにもかかわらず、所務が全うできないので沙汰付の実施を依頼している。また当該期の島津氏の時久は島津系凶によれば、新納氏祖の同人に比定される。

(35) 松本前註論文

(36) 前任者桃井盛義の但馬国守護在職徴証の最後が、建武五年五月一日(伊達義綱宛軍勢催促状・「伊達家文書之一」、十八号)であり、吉良貞家の初見在職徴証が本文書である。

佐藤前註前掲書 但馬国の項参照。

(37) 小川前掲書第二編第一章第二節、註(2)参照。

(38) 遠藤巖氏「奥州管領おぼえ書き」(『歴史』三八輯)参照。

(39) 本文書挙申の暦應三年当時には、高師泰は越後・尾張両国守護を兼帯しており、(佐藤前掲書参照)また臨時に編成される幕府直轄軍の大将として、少なくとも守護分国以外にも美濃・遠江・三河諸国の国人を指揮下に軍事指揮権全般を行使している。被推挙者八木某の出自を明らかにし得ないので、当時師泰がいずれの立場から挙状を挙達したかを確定することは難しい。しかし八木某は、管国人ないし隸下軍勢のどちらかであることは

南北朝期における挙状に関する基礎的考察

疑いない。また暦應二年頃からは再侍所頭人の職にあったことが確認されるので、侍所頭人から恩賞方頭人の兄高師直へ送付された挙状との想定も可能である。

(40) 拙稿前註(1)論文1

(41) 本文書以外にも暦應二年四月二十七日付大内長弘施行状(東福寺文書之二、四二二号)を森五郎左衛門尉・土屋四郎左衛門尉に下達しており、両名が守護代であった事実が判明する。佐藤氏前掲書参照。

(42) 康永元年当時の細川頼春は、備後・阿波両国守護を兼帯しているが、小早川氏の本国安芸守護は武田氏であるので、幕命を奉じて伊予国に軍事行動を行って安芸国人の挙状を挙達する彼の立場は国大将が相応しい。

伊予国守護正員としての在職徴証の上限は、東寺領弓削島領家方に対する濫妨停止を命ずる頼春宛幕府引付奉書である。(『東寺百合文書』ヨ一―一二)小川氏前掲書第一編第一章第二節参照。

(43) 「青方文書」康永二年七月日付松浦定申状に、「……預京都巨細御注進、令安堵本領等、全将来知行事……」と一色道猷宛に要請しているので、同月二十五日付で挙申された道猷の挙状はこれに対応していることはその内容からも疑いない。

(44) 建武三年九月日付深堀明意軍忠状「肥前深堀文書」に、八月三十日豊福原合戦で、「明意属于侍所御手」とあり、同九月二十四日付佐竹重義・行氏連署奉書による見知証人に対する戦功確認のための問状(同肥前深堀文書)が発給されている。また建武四年五月三日付小代氏宛一色

道猷軍勢催促状「小代文書」によれば、菊池武重討伐のため重義を肥後に差遣したと述べているので、部将として特定戦域の指揮者としての活動も確認される。川添氏前掲論文参照。佐竹重義感状は建武四年五月十九日表 II・4号文書

(45) 小川先生前掲書第二編第四章第一節註(五)でも同様に連署挙状と判定しておられる。

(46) 拙稿前掲註(1)論文1参照

(47) この根拠となる文書について付言する。注進を約束する波多野景氏への武田信武感状は黄薇古簡集卷一所収の写しであるが、同巻所収の同日付波多野景氏軍忠状の日付については疑義があり必ずしも信頼できない〔拙稿前註(1)論文2参照〕ので、当該感状も発給の蓋然性は高いと思われるが注意を要する。

(48) 前掲註(14)

(49) 小川信先生前掲書『足利一門守護発展史の研究』第一編、第一章、第二節、二、ロ

(50) 康安元年四月十日鳥津道鑑代得貴申状案(薩摩島津家文書)

(51) 挙状の持つ本来的な推薦という性格に由来すると考えられるが、この様な例外としていま一例を挙げる。時代は観應期より降るので本稿での考察対象ではないものの、足利尊氏も同様の目的と機能を有する御内書を発給している。

小野寺尾張守申丹後国倉橋郷事、
「久我家文書」
歎申子細候歎、於出羽国致忠節無相違之、

可有御沙汰候也、謹言、

十二月七日

尊氏(花押)

(文和元年)

坊門殿

この文書も書状型式で、当時鎌倉在陣中の足利尊氏から在京の子息足利義詮に宛て小野寺尾張守の出羽での軍忠を保証して丹後所領である倉橋郷を沙汰するように依頼するものである。軍忠を保証して所領の沙汰を依頼するといった内容は、守護が指揮下国人の恩賞ないし安堵を挙達する挙状と選ぶ所がない。唯一の違いは、宛所が子息足利義詮で書状型式を以て挙達している点である。従ってこの文書名は型式からは將軍御内書であるが、機能からは足利尊氏挙状ということになる。

(52) 守護侍所についての研究はなされていないが、指揮下国人の戦功認定や幕府侍所への軍忠推挙などを所管する「役所」が存在したことは間違いない。史料上では地方戦域の一般守護指揮下の国人が守護に提出する軍忠状の宛所には「御奉行所」と記載され、幕府に対して提出される上申文書と区別できないものの、文中に「守護侍所」と明記するものも動乱初期から散見しその存在は確実である。

守護侍所の存在を確認し得る史料を例示する。「石見益田家文書」暦應五年二月日付御神本兼躬軍忠状に、「……此段侍所松田左近將監被見知之上者、為預御一見状、……」と記載され、石見守護で中国西部の上級大將上野頼兼が証判を与えており、また松田左近將監は他の軍忠状でも同地域の合戦見知証人として散見する。従って上

野頼兼は少なくとも当該期迄に侍所の名称を有する機関
を開設していたことが確実である。

(53) 佐藤氏前註(11)

(54) 小川信氏「南北朝内乱」『岩波講座日本歴史6中世2』
一九七五年